

<p>駅西ブロック 第34回ブロック部会 議事要旨</p>	
開催日時	平成29年3月23日(木) 午後8時～9時30分
開催場所	上十条区民センター「上十条ふれあい館」第1ホール
出席者	<p>部会役員：石原副部長（十条富士見銀座商店街振興組合理事長）、望月役員（上十条二丁目町会長）、山崎役員（十条仲原2・4丁目町会長）、山本役員（いちょう通り十条駅西口商店会長）、上福元役員（十条銀座商店街振興組合理事）</p> <p>事務局：十条まちづくり担当課 岩本課長、徳田主査、荻野主任、根本主事                  十条駅西口再開発相談事務所 内田所長、木下主査                  コンサル：立野（都市計画同人）</p>
参加者	21名（部会役員を除く）
議題等	<p>1. 報告事項</p> <p>(1) 不燃化特区の取組状況について</p> <p>(2) 十条駅西口再開発事業の進捗状況について</p> <p>(3) 十条地区まちづくり基本構想の修正について</p>
	
<p>【第34回駅西ブロック部会の様子】</p>	

## 議事要旨

----- 駅西ブロック部会長あいさつ -----

本日の部会では、全体協議会事務局である北区から、不燃化特区の取組状況、十条駅西口再開発事業の進捗状況、さらに、十条地区まちづくり基本構想の修正についての報告があります。

なお、まちの中には色々な意見があることをご理解いただき、限られた時間となりますが、スムーズな進行にご協力ください。宜しくお願いします。

## ○報告事項

----- 不燃化特区の取組状況について -----

配布資料及びスライドに沿って、北区より、不燃化特区の取組状況について説明がありました。

不燃化特区の取組状況では、制度改正を行った「不燃化建替え促進支援」について、また、同じく制度改正を行った「老朽建築物除却支援」について、さらに、北区が取組む道路整備事業である「地区幹線道路及び主要生活道路」について、以上3点の報告がありました。

1点目の「不燃化建替え促進支援」では、制度改正前は、建替え後の建築物が長屋及び共同住宅を除く建築物が対象でしたが、制度改正により、建替え後の建築物が長屋及び共同住宅を含む建築物まで拡大されました。

2点目の「老朽建築物除却支援」では、助成金額の上限が160万円であったものが、一定の要件を満たす再建築可能な土地に建つ老朽空家で、除却後の土地を北区に売却された場合、助成限度額が500万円まで増額になりました。

3点目の「地区幹線道路及び主要生活道路」については、不燃化特区制度による東京都の支援策を北区が活用し、「不燃化建替え促進支援」、「老朽建築物除却支援」を行うと共に、地区幹線道路及び主要生活道路の整備に取り組んでおります。北区は、各道路沿道の土地・建物権利者との勉強会等を通じて、区が考える道路線形の最適案を提示したのち、地区幹線道路及び主要生活道路1号線については、用地測量説明会並びに補償に関する用地説明会を開催し、調査にご協力いただいた土地・建物権利者の敷地及び建物を対象に、調査に取り組んでいます。また、主要生活道路2号線については、用地測量説明会を開催し、今後用地測量実施に向けて個別訪問を踏まえ、調査にご協力いただける敷地から測量に取り組めます。

なお参考となりますが、不燃化特区に関する事項として、現在、上十条2丁目、十条仲原1・2丁目の十条駅西地区が不燃化特区に指定されていますが、今後は、中十条1丁目の一部、中十条3丁目全域、及び岸町2丁目の一部地域へ、密集事業の重点整備地区を拡大するとともに、これら駅東側の地区まで不燃化特区の範囲を拡大し、「十条駅周辺地区」とする予定です。

○質疑応答

【参加者】 仲一会館の前の主要生活道路整備については、幼稚園や児童遊園が面しているため、子供が道路に飛び出して危険であることから、道路を拡幅した場合、交通事故が発生する危険性が高まる。そこで、十条分室の西側にある道路を拡幅した方が良いと思うが、どのように考えているか。十条分室の西側にある道路をバス通りまで繋げる道路の拡幅整備であれば、東西への消火活動が可能となる。

【北区】 主要生活道路整備に関する勉強会においても、拡幅整備の対象となる道路は、他の路線で検討すべきとのご意見をいただきました。決定した主要生活道路1号線には、地区幹線道路に接続させるうえで、既存の道路幅員の広い区間もあると同時に、沿線に区有施設が3箇所あります。区としては、地区住民の方への影響を最小限に抑えることを前提に考えております。現在、沿道権利者宅等に個別訪問を行い、道路整備の必要性や、補償等についてご説明している所です。もちろん、沿道権利者の方からは、なぜこの道路なのかとのご意見もあり、区として、この段階で全ての方から賛成していただいているとは考えておりません。ご納得いただくためには、測量調査や補償算定を行ないながら、個々の権利者の生活再建策を検討する必要があると考えます。なお、沿道施設からの子供の飛び出し問題への対応については、地元警察との調整を行ないながら、道路設計を進めたいと思います。

【参加者】 主要生活道路整備における事故防止の問題については、ライジングボラードを設けて、緊急車両以外は進入できない工夫も必要かと思う。あるいは車道の狭窄やハンプ（路面に設ける突起部）による速度制限の工夫も考えられる。

【北区】 車両の速度制限を行なわせるための工夫については、道路設計に反映できるものは、地元警察との協議を踏まえて、考慮していきたいと思います。

【参加者】 拡幅路線の変更は考えてもらえるのか。現在は、構想であり、明確に決定したものではない。

【北区】 現時点では、当初の案通りに進めさせていただきたいと思います。東京都の「木密地域不燃化10年プロジェクト」は、平成32年度までとなっており、このプロジェクトの一環として、主要生活道路の整備を推進している所であり、現時点では、追加の拡幅路線までは考えられない状況です。各路線ともに、都市計画決定したものではないものの、これまでに勉強会などを通して、意見調整をさせていただいた背景もあり、たとえ任意なものであっても、道路整備における目的や効果を考え、話し合いを進めるに際し、区としては、具体的な内容をお示しする必要があります。そうした中で、路線がその度毎に変わったのでは、理解を得ることもできないと考えます。

-----十条駅西口再開発事業の進捗状況について-----

十条駅西口再開発相談事務所より、十条駅西口再開発事業の進捗状況について、説明がありました。

十条駅西口地区市街地再開発事業は、平成28年12月に北区へ、再開発組合設立の認可申請書が提出され、北区にて事前審査後、認可権者の東京都へ12月中に提出いたしました。現在は、東京都による本組合設立に向けた認可手続き中である。認可手続きは、都市再開発法で「事業計画の縦覧」と「意見書の処理」が定められており、事業計画の縦覧が1月4日～1月18日、意見書の処理が1月4日～2月1日に行なわれ、現在は、口頭意見陳述を希望された方への対応を行なっているとのことでした。これらの認可手続きを経て、東京都から再開発組合の設立認可の告示がされ、再開発組合が設立された時には、東京都公報や北区ニュースで確認していただきたいとのことでした。

-----十条地区まちづくり基本構想の修正について-----

区より、十条地区まちづくり基本構想の修正に関する報告がありました。

平成24年1月に木密地域不燃化10年プロジェクト実施方針が東京都から示されたことにより、今後、必要に応じて、本構想の加筆修正を行なうとしており、まちづくり手法・事業の追加などと上位計画の改定、事業の進捗状況を反映した時点修正を内容として、「十条地区まちづくり基本構想」を修正するとのことでした。

今月、東京都が十条駅東地区（上十条一丁目、中十条一丁目の一部、中十条二・三丁目、岸町二丁目の一部）を不燃化特区に指定する予定とのことでした。

平成29年4月に、「十条地区まちづくり基本構想（修正版）」については、北区ホームページ等で公開する予定とのことでした。

○質疑応答

【参加者】平成24年度の改訂内容を教えてほしい。また、十条西ブロックでは、昨年2月に、基本構想の時点修正について話があったが、なぜ、他のブロック部会では話がなかったのか。パブリックコメントなど、住民の意見を聞く機会を設ける必要性はないのか。

【北区】平成24年3月改定の「十条地区まちづくり基本構想」では、東京都の「防災都市づくり推進計画」の位置づけが変わったほか、環七北側の区域まで「十条地区まちづくり基本構想」のエリアに入ったためです。各ブロック部会によって、早急にご報告すべき事項が異なるため、報告事項が異なります。特に、十条西ブロックについては、密集事業なども事業終了しているため、他のブロック部会での取組みをご説明した中で、「十条地区まちづくり基本構想」の修正作業について、ご報告した次第です。平成24年3月の改訂版には、必要に応じて、本構想の加筆修正を行なう旨をお伝えしています。構想の根幹となる方針等については、平成24年度の改訂版

の主旨を堅持し、時点修正のみとなるため、パブリックコメントは実施していません。

○報告事項以外の質疑応答

【参加者】ブロック部会は、住民と区の共通理解を得るための場として、幹事会が部会での議題や開催の有無について決定するとあるが、現状の体制だと、共通理解を得るのが難しいと感じる。幹事会の構成員を含め、現状の体制を見直すべきだと思うが、お考えを聞きたい。

【北区】ご存知の通りブロック部会の運営は、「十条地区まちづくり全体協議会」の規約に基づいて進めているものです。事務局としては、本日のご意見も含めて、平成29年度の幹事会でご報告いたします。

【参加者】延焼遮断帯の形成は、道路整備だけでは難しく、建物の不燃化があって初めて実現できる。道路整備には避難路としての機能もあるが、避難路は、現状の道路でも十分ではないのか。都や区が、道路整備を行っていくのであれば、住民の理解を得られるように根気強く取組んでいくべきだ。

【北区】区としては、ブロック部会のみならず、各事業に係る町会や商店街など、必要に応じて住民の方々との話し合いの場は設定しており、ご指摘の通り何度も議論を重ね、理解が得られるように取組んでいくべきと思います。

【参加者】補助73号線の整備にあたって、平成27年事業認可されて2年経過しても、このような状態である。地元の理解が必要ではないのか。

【北区】木造住宅密集地域の改善にあたっては、住宅市街地総合整備事業を導入する以前から取り組んできた中で、東日本大震災の教訓から、東京都が木密地域不燃化10年プロジェクトの取組みを進めるとのことから、補助73号線を特定整備路線に位置付けさせていただきました。当初、ブロック部会にて補助73号線の整備を議題とした際には、参加者が少なかった経緯もあります。しかし、整備の必要性から、事業認可された訳です。事業認可から、まだ目に見えた進展はないように感じられるかとは思いますが、1つ1つ着実に進めている状況です。街路事業は東京都が進め、沿道のまちづくりについては北区が進めて参ります。多くの方々にご理解をいただくため、再開発相談事務所に相談窓口を設置しておりますので、補助73号線の関係権利者の方々の相談をお受けしています。

【参加者】他に道路整備の話はあるか。東十条駅に降りていく細長い商店街の拡幅の話が出ているとの噂がある。坂下の方でも道路整備との話があるようだが、本当なのか。

【北区】東十条駅北口に繋がる個所については、沿道のまちづくりとの観点から共同化のまちづくりを東京都と北区から投げかけを行い、勉強会を開催しているが、道路整備に伴い、立ち退きを強制するものではありません。83号線ブロックでは、岸町二丁目のまちづくりを進めるにあたり、道路の拡幅整備の必要性を説明させていただいています。

【参加者】都議会の予算委員会で、都知事に賛成派の陳情書は届いているが、反対派の陳情書は届いていないとのことだった。区から都に確認してもらいたい。

【北区】東京都の予算特別委員会で、そのようなやり取りがあったことは聞いているが、詳しい状況、その中身や、陳情書の取扱いの状況については、承知しておりません。東京都へ直接確認していただきたい。

【参加者】協議会という名前となっているが、この協議とはどのような意味か。日本語では、話し合いと思うが。

【北区】まちづくり協議会の会則等で、協議という定義は決めておりません。目的としては、区域内にお住まいの住民及び関係者が、十条地区に関連する地元町会、商店街、PTA等を中心に、まちづくりの方向性を協議することにより、理解を深め、まちづくりの円滑化を図るものとあります。その文脈の中での協議となります。主旨としては、その通りかと思えます。

【参加者】話し合いの結果が出ていない中で、事業が進んでいることはどうしてか、疑問に感じる部分がある。幹事会での開催時間、会合の中で、全てを話し合うことは難しいと言われているが、町会あるいは商店街ごとに話し合いの進め方について、考えていただきたい。

【北区】皆様からいただいた意見を参考にさせていただきます。

【参加者】幹事会における議事録についても、内容を明確にして、公開してもらいたい。

【北区】事務局として、今のご意見は幹事会に諮ります。

【参加者】道路整備等に直接係る権利者以外への働きかけも必要ではないか。また、十条銀座商店街にスプリンクラーはあるのか。希望として、スプリンクラーを設置してほしい。

【役員】スプリンクラーはありませんが、消火器はあります。

【北区】道路整備等に直接係る権利者以外への働きかけも必要ではないかというご意見ですが、直接事業に係る方のみならず、周囲の方への周知も行なっている所です。定期的な情報提供としては、ブロック部会などで努めていきたいと思えます。

【参加者】現状の主要生活道路1号線の計画を見直し、先ほど提案した西側の道路を拡幅する案について、区は検討してもらえるのか。

【北区】計画した路線を変更する考えはありません。整備プログラムに基づき、整備を進めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

-----閉会: 駅西ブロック部会長あいさつ-----

今日は、ありがとうございました。

以上